

令和3年第5回平取町議会臨時会（開会 午前9時32分）

議長

皆さんおはようございます。

今回の町議会臨時会に先立ちまして、5月9日にご逝去されました。藤澤議員に対しまして謹んで哀悼の意を表し、最初に黙祷を捧げたいと思います。皆様方、ご起立のほどよろしくお願いいたします。

（黙祷）

黙祷を終わります。どうぞご着席ください。

私のほうから一言、今回の藤澤議員のご逝去に対しまして、哀悼の言葉をささげたいと思います。皆様方、既にご承知のことと思いますが、9日の日曜日に、私のほうに訃報の知らせが入りまして、ご家族の方ともお会いしてきましたが、率直な気持ち、大変残念で早過ぎたご逝去だったなあという感想でございます。平成3年の5月1日に初当選して、この議場で議席を得まして、今日に至るまで7期約26年間、この議会で様々なことについて発言をされ、平取町の発展のためにご尽力いただいた方というふうに改めて思っております。

葬儀の日程等は、もう皆様方ご承知のとおり明日明後日12、13で執り行いますけれども、議会葬と荷負の自治会の葬儀と合同葬という形ですので、どうか12日、13日最後のお見送りを皆様方と一緒に、天国に送ってあげたいという気持ちであります。改めて心からのご冥福を祈るとともに、藤澤佳宏議員の死を悼み、謹んで哀悼の言葉に代えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

それでは、只今より令和3年第5回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は、10名で、会議は成立します。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、5番木村議員と6番櫻井議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、昨日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番  
櫻井議員

6番櫻井です。本日召集されました令和3年第5回平取町議会臨時会の議会運営につきましましては、昨日5月10日に開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましましては、本日1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、議会の運営に関する基準41先例に及び105により選考委員会の選考に基づき、議長が指名推薦することとなっております。また、選考委員会についても、指名推選による選出委員5名で構成することになっていますが、今回の選考委員の選出については、正副議長を含めた5名を議長の指名により選出したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任については正副議長を含めた5名を議長において指名することに決定しました。選考委員といたしまして2番高山議員、4番中川議員、6番櫻井議員を指名します。この3名に正副議長を加えた5名が選考委員として決定しました。

ここで休憩したいと思います。休憩中、選考委員会正副議長室で開きますので、各常任委員会委員の選考をお願いいたします。以上です。

それでは再開いたします。常任委員の選考結果を選考委員会、高山委員長に報告してください。2番高山議員。

2番  
高山議員

2番高山です。先ほど休憩中に選考委員会を開催いたしましたので、開催されました各常任委員の選考結果についてご報告をいたしたいと思います。

まず、総務文教常任委員会の委員でございますけれども、2番高山議員、3番四戸議員、6番櫻井議員、7番萱野議員、8番井澤議員、12番千葉議員でございます。引き続きまして産業厚生常任委員会の委員について報告を申し上げます。1番金谷議員、4番中川議員、5番木村議員、9番鈴木議員、11番松澤議員。以上のおり選考結果をご報告申し上げますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

只今、選考委員長より報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、常任委員は議長の指名のとおり選任することに決定しました。ここでもう一度休憩いたします。

11番  
松澤議員

再開いたします。

日程第4、議長の常任委員会委員の辞任について議題とします。

お諮りします。只今、総務文教常任委員に選任されました千葉議長から、常任委員を辞任したい旨の申出がありました。議長はその責務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の場合における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますの

で常任委員を辞退したいとするものです。辞任について許可することにご異議  
ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議長の総務文教常任委員の辞任については  
許可することに決定しました。休憩いたします。

議長

それでは再開いたします。常任委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第8  
条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

ここで、再度、休憩したいと思います。休憩中に正副議長室で順次各委員会を  
開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。それでは総務文教常  
任委員会のほうからお願いいたします。次に、産業厚生常任委員会の順で願  
いいたします。

それでは再開いたします。休憩中に開催された各常任委員会において、委員長  
及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので報告いた  
します。

総務文教常任委員会委員長、2番高山議員。副委員長、7番萱野議員。産業厚  
生常任委員会委員長、4番中川議員。副委員長、5番木村議員。以上のとおり  
互選の結果について報告がありました。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会は議会運営上の全般について協議し、議長の諮問事項も審議す  
る委員会です。委員会の構成については、議会の運営に関する基準138によ  
り、副議長、各常任委員長及び一般議員2名の合計5名となっております。委  
員の選任方法については、議会の運営に関する基準41先例に及び105によ  
り、選考委員会の選考に基づき、議長の指名推薦により選出したいと思います。  
また、選考委員会についても、指名推薦による選出委員5名で構成することに  
なっていますが、今回の選考委員会の選出については、正副議長を含めた5名  
を議長の指名により選出したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任については、正  
副議長を加えた5名を議長において指名することにいたします。選考委員とし  
て、2番高山議員。4番中川議員、6番櫻井議員を指名します。この3名に正  
副議長を加えた5名が選考委員として決定しました。

休憩いたします。休憩中直ちに選考委員会を正副議長室で開き議会運営委員会  
委員の選考をお願いいたします。

議長

それでは、再開いたします。議会運営委員の選考結果を選考委員会、高山委員  
長より報告してください。2番高山議員。

2 番  
高山議員

2 番高山です。議会運営委員会の選考結果について、先ほど開催されました内容についてご報告を申し上げたいと思います。議会の運営に関する基準 138 先例 1 により、議会運営委員の構成につきましては、副議長、各常任委員長、一般議員 2 名となっていることを踏まえ、以下のとおり選考いたしましたのでご報告を申し上げたいと思います。議会運営委員につきましては、1 番金谷議員、2 番高山議員、4 番中川議員、6 番櫻井議員、11 番松澤議員、以上のとおり選考結果を報告いたしますので、議長よりお諮りをお願いしたいと思います。

議長

只今、選考委員長より報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会は議長の指名のとおり選任することに決定しました。

議会運営委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。ここで、再度休憩いたします。休憩中に、直ちに正副議長室で委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

それでは再開いたします。休憩中に開催されました議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので報告いたします。議会運営委員会委員長に 6 番櫻井議員。副委員長、1 番金谷議員。以上のとおり互選の結果について報告がありました。どうぞよろしく願いいたします。

日程第 6、議案第 1 号、固定資産評価員の選任について議題とします。

本議案は同意案件ですので、税務課、香川課長の退席を求めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第 1 号、固定資産評価員の選任について説明申し上げます。固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するための評価委員の選任について地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。選任する方は、住所、沙流郡平取町本町 34 番地 10、氏名、香川秀樹氏でございます。生年月日、昭和 37 年 6 月 21 日、58 歳でございます。令和 3 年 4 月 1 日付けの異動により、税務課長となったことでの選任でありますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第1号、固定資産評価委員の選任については同意することに決定しました。税務課長、お入りください。

日程第7、報告第1号専決処分報告について議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号、専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書2ページをお開き願います。令和2年度平取町一般会計補正予算について、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。4ページをお開き願います。令和2年度平取町一般会計補正予算第18号は次に定めるところによるものであります。第1条、繰越し明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費は第1表、繰越し明許費によるものとしたものです。それでは、第1表、繰越し明許費についてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。今回の繰越し明許費については、全て令和2年度におけるコロナ交付金に係る事業でありまして、各事業における要綱の実施時期、購入物件の欠品及び設置時期などの事由により年度内に事業が完了する見込みがないことから、これを令和3年度に繰り越そうとするものであります。一つは、当町職員のPCR検査費用として、2款1項感染症予防対策事業、83万2000円。二つ目は、社会福祉施設職員や一般町民などへのPCR検査費用として、4款1項感染症予防対策事業、2289万8000円。三つ目は、宿泊事業者への経済的支援策として、6款1項町内宿泊事業者助成事業、1490万9000円。四つ目は、地域経済の活性化策として、6款1項平取町地域応援券事業1264万8000円。五つ目は、救急隊員の接触感染防止策として、8款1項感染防止衣消毒用資器材購入事業69万3000円。六つ目は、各小学校の保健室に設置する寒冷地エアコンやWebカメラによるオンライン授業の支援策として、9款2項学校保健特別対策事業400万円。7つめも同様に各中学校への感染防止策とオンライン授業の支援策として、9款3項学校保健特別対策事業160万円の合計金額5758万円を令和3年度に繰り越そうとするものであります。本議案につきましては、令和2年度におけるコロナ交付金の実績報告書の提出に当たり、事業費を確定させる必要があり、その対応に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に、町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき、その後にかかれた直近の議会である本臨時会において、これを報告し承認を求めるものであります。以上、報告第1号、専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7報告第1号、専決処分報告については報告のとおり承認いたしました。

日程第8、報告第2号専決処分報告について議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第2号、専決処分報告についてご説明申し上げますので、議案書6ページをお開き願います。令和3年度平取町一般会計補正予算について、専決処分致しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めますのでございます。8ページをお開き願います。令和3年度平取町一般会計補正予算第1号は次に定めるところによるものであります。第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ207万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億9707万7000円にしたものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、12ページをお開き願います。4款1項2目予防費、2節給料267万1000円の減額。3節職員手当177万4000円の減額。4節共済費、80万8000円の減額であります。これは当初予算において、新型コロナウイルスの接種体制につきましては、会計年度任用職員のフルタイムによる雇用形態を想定し、新たに事務員2名、看護師1名を採用する予定でありましたが、勤務時間に制約がある、フルタイムでの応募者がなく、事務員1名のみでの採用となったため、当初予算において措置しておりました人件費相当の一部をそれぞれ減額するものであります。7節報償費113万4000円の増額です。これは、今後、国からのワクチン配分に応じ、迅速かつ適切に設置を開始する必要があるため、町外から4名、町内から2名の看護師の資格を有する人材を確保し、その看護師に対する謝金を補正するものであります。8節旅費、費用弁償53万2000円の増額です。これは只今ご説明いたしました町外から確保する看護師への費用弁償分でございます。11節役務費、通信運搬費17万円、保険料3万円の増額です。これは、令和2年度において、国から65歳以上の高齢者の方を対象としたワクチンが供給されなかったことから、その方々へのクーポン券などの郵送料や、業務中における看護師のけがなどの傷害保険への加入費用であります。12節委託料534万1000円の増

額です。これは、5月1日に国から約1000回分のワクチンが供給されたことから、医療従事者と65歳以上の高齢者などを優先して、接種する費用でありまして、またワクチン接種の開始に当たり、相談窓口などのコールセンターを郵便局へ委託して、接種に関する問合せやバス利用の予約などの業務を行うものであります。なお、財源につきましては、ワクチン接種費用は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を、またコールセンターの設置費用については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金をそれぞれ充当するものであります。17節備品購入費13万円の増額です。これは会場内における接触感染や密を避けるため、発券機を購入して、ワクチン接種の順番を整理券で配布するものであります。18節負担金補助及び交付金7000円の減額です。これは先ほどご説明いたしました、会計年度任用職員のフルタイムによる雇用が出来なかったことから、事務員1名と看護師1名の公務員災害補償基金負担金の減額であります。歳出については以上でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開き願います。15款1項2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金227万7000円の増額です。これは先ほど歳出でご説明したとおり、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る費用でありまして、その財源を事業費の10分の10が交付される新型コロナワクチン負担金を見込んだものであります。15款2項3目衛生費国庫衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金20万円の減額です。これも先ほど歳出でご説明したとおり、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る人件費相当の組替えやコールセンターの設置などの費用でありまして、その財源を事業費の10分の10が交付される新型コロナワクチン補助金を見込んだものであります。歳入歳出予算事項別明細書につきましては、以上でございます。本事案につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種を円滑に実施する必要があると、その対応に、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、4月12日に、町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき、その後に関開かれた直近の議会である本臨時会において、これを報告し承認を求めたものであります。以上、報告第2号、専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認下さいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。  
2番高山議員。

2番  
高山議員

2番高山です。前段、もしかしたら説明があったかというふうには思いますが、今回の補正の専決の中に、12節の委託料があるのですが、この中に二つ目に、接種関係コールセンターへ委託する、ジャパンポストに委託するというので、確認をさせ

ていただいたのですけれども、実は町内の接種対象者に対して、先般も接種券が来たときに、このコールセンターが大きく出ていて、ふれあいセンターでももちろん受けますよということであったのですけれども、このジャパンポストに委託した経緯と、これは本当に何回電話してもつながらないのですけれども、機能しているのかどうかということが1点。機能しているのであれば、先般85歳以上では、例えば、申込みが少ないので83歳にしたという、確か記憶あるのですけれども、現在の接種の申込みの実績があつて、例えばふれあいセンターの分がどれぐらいで、ジャパンポストのコールセンターの実績というか、受付の実績割合というのはどれぐらいになっているか、わかれば教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

はい。高山議員のご質問にお答えしたいと思います。まずジャパンポストオフィスに委託しているコールセンターのほう機能がしているかというご質問に対してなのですけれども、今のところ、ちゃんと機能しているというふうには言えない部分もあるかとは思ひますが、僕の母親の例ですけれども、休日、85歳以上になるのですが、10分程度でつながつて予約が取れたという実例もありますので、そのときの状況にもよるのかなと思ひますけれども、ほかの自治体もここに委託している部分がありますので、そこの兼ね合いですとか、あとうちの町であれば少しづつワクチンの供給量によって、少しづつ年齢層、年齢階層を区分して接種券のほうを発送しているわけですけれども、ほかのところが一週に65歳以上の接種券を発送した場合に、一週にどうしても予約が殺到するものですから、そういうところがかかりづらいところもあるのかなというふうに考えております。85歳以上というか、現在の接種の申込み状況とか割合の関係なのですけれども、ここはうちのほうではちょっと把握はしきれておりませんので、何と言ひますか、うちのほうにかかってくる割合は、そういうような状況なものですから、結構な割合でうちのほうの負担になっているという現状はあるところでありまひす。以上です。

議長

2番高山議員。

2番  
高山議員

これはあれですか、課長のご家族の話もしていただきましたけれども、実はうちの親も3日間ぐらい、かなりな時間を費やして、うちのほうから電話したのですけれども、全くつながらないということは、ジャパンポストは平取の分の担当ということではなくて、どういう経過でこれになったのか、全部国からのお金ですから、全部の自治体のコールセンターの中に平取が行けば、それが対応できるかどうかということの内容になるので、対象者がうちはず少ないから機能している人としていない人と、いろいろいるのかもしれないのですけれども、あ



まりする必要なかったのではというぐらいの、僕の気持ちですよ、そういう気持ちはず一つということと、実際にもう5月13日から打ち始めるということですけども、現在の受付割合関係なくしての実績というのはわかりますか。わかれば教えていただきたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 はい。受付している割合ですけども、大体約65%の割合で発送した、クーポン券を発送した65%ぐらいの割合で、今受付を終了しているところです。

議長 ほかに。質疑はございませんか。11番松澤議員。

11番松澤議員 今の12節の委託料のところですけども、先ほど説明でバスの予約もこのコールセンターでというふうにちょっと聞こえたのですが、コールセンターは、保健福祉課と違ってちょっと把握しづらい場所ではあると思うのですけれども、そこまでも細かいことがちゃんと出来ているかどうか、ちょっと不安なのですけれども、保健福祉課との連携といいますか、そういうものというのはどのように取られているのかちょっと聞きたいのです。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたしたいと思います。コールセンターのほうで、保健福祉課のほうではバスの予約のほうが取れないような今状態になっていますので、全部コールセンターのほうでやってもらうような形にしております。それで、バスですけども、なかなか、何て言いますか、うまく、どうしても外部に委託している部分がありますので、なかなか意思疎通もうまくいっていない部分もあるかとは思いますが、その都度、連絡を密にしながら、コールセンターにその状況を伝えているようなところであります。

議長 11番松澤議員。

11番松澤議員 逆にバスに乗ってワクチンを受けに行きたい人は、こちらのほうのコールセンターに電話しなければ、そのバスに乗って受けに行くということが出来ない今の状況ということでよろしいですか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 はい。松澤議員のおっしゃるとおりバスを使用される方については、どうしても外部のコールセンターを使わなければならないので、そういうことになろう

かと思います。

議長

ほかに質疑は。9番鈴木議員。

9番  
鈴木議員

9番鈴木です。同じく今の委託料ですけれども、これ積算の基、根拠といいますが、それをどういうふうな形だという、バスを利用されない方であれば、保健福祉課のほうにつながってという方もいるのかと思っております。そういうこともありますと、どういう形でこの306万4000円、数字が国からもとは言いながら、はじかれているのか。そして、これ利用料に応じて1件いくらかというのが、普通はそういうことで考えられることなのかなと思うのですけれども、利用はされようがされまいがということでは、相当いくらか一般財源ではないとしても、ちょっと疑問に思われるところがありますので、ご説明いただきたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

はい。積算根拠につきましては、平取町だけで運営しているコールセンターではありませんので、数町村というか、数市町村で共同して運営しているコールセンターであります。全体が結構な金額かかるものですから、それを各市町村で案分といいますか、そういうふうに割合を決めながら、積算根拠もという、1件につきどのぐらいの割合でかかってくるだろうかというような、積算の根拠で算定しているところでありまして、これ以外にバスの委託料もこの306万という中には含まれている数字になります。

議長

5番木村議員。

5番  
木村議員

木村です。先ほどバスの話ですけれども、コールセンターにお願いするとなかなか地域のことがわからないので、難しいというような、そこまではっきりした言い方は課長しなかったのですけれども、これはですね、基本的にはもう町民のために、どうすれば町民のためにきちんと接種ができるのかということが基本だと思うのです。国からの予算があるから、それを使えばただやっつけばいいだろうという話ではないと思うのです。変な話、コールセンターに行って地域がわからないから、きっと課のほうに連絡が来て、こういう人が来ているのですけれども、どうすればいいですかというような話もしていると思うのです。そんな時間があるなら、俺は町のほうで、やはりそんな予算なんてどうでもいいからやったほうがいいのではないかと。丸投げすればそれ楽かもしれないけれども、それは本当に町民のためになるのかということなのです。そこら辺をやはりちゃんと考えないと、ただやっているよということでは、これは駄目だと思うのですけれども、そこら辺の改善をしていくような気持ちがあるのか、

ちょっとそこをお願いします。

議長 はい、副町長。

副町長 はい。今の木村議員のご質問に答えたいと思います。まだこのコールセンターの関係については、うちの町の場合には、このコールセンターと保健福祉課でという形で、コールセンターについては、休日関係なく、朝8時から夜の8時までということになっていますので、そういう意味では、たぶん広く受付ができる。先ほど、保健福祉課長も言うておりますけれども、私は個人的に申込みをしたときに、2人の母親がいるので、その場合も20分ぐらいありまして、そのときもバスを利用するかしないかという問合せも、うちは利用しなかったのですけれども、その辺多少時間はかかりますけれども的確に、時刻表が当然業者の方はおさえていますから、その辺は対応出来ているのかなと思うのですけれども、今いろいろ各議員からあったように、少しコールセンターが混み合っていて、なかなかつながらないという状況もあるということです。今後少ししっかりコールセンターと密にしながら、対応をしっかりやっていきたいと思っています。特にこれからさらにまた受付が多くなりますので、しっかりやっていきたいと思っています。

議長 2番高山議員。

2番高山議員 2番高山です。今木村議員の話もありましたように、これからまたいろいろ出てくるということになるのですけれども、そもそもが大体ふれあいセンターで申込みます、コールセンターで申込みます、ふれあいセンターで申し込んだ人がバスを使いたい人はコールセンターに電話しななくちゃならないという、そんな流れがこの町民のサービス提供が、今回接種していただくという中で、コールセンターに電話したときにでないと、ふれあいセンターに、例えば接種何月何日お願いします、バスもお願いしたいですと言った時は受けられないのですか、それは。だから早急に、木村議員言うように住民サービスも含めた中で考えていること以前の問題で、もうそれはセットで受付しないと駄目なのではないかというのだけれど、その辺の改善、今改善をどうするのだということを行いましたけれども、早急に改善をする必要があると思うのですけれども、その辺の考え方はどうなのでしょう。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 はい、お答えいたしたいと思います。バスの受付に関しては、そういうようなことにはなっているのですけれども、どうしてもバスのほうも、すぐに2週間に、1週間に1、2本ほどしか走ってない部分もありまして、乗れる人数も限

られておりました、そういうことで保健福祉課ではなく、外部に委託したという部分もあります。改善できるのであればこちらのほうでもう一度検討しながら、どうしても高齢の方は予約をしづらい部分もあると思いますので、改善できるようなところがあれば、バスの予約をふれあいセンターの中で、保健福祉課のほうでできるような体制が取れるようであれば、とるような形にしたいと考えます。

議長

いいですか、高山議員。

11番松澤議員。

11番  
松澤議員

はい、一応一つ残っていたので。ですから、先ほどちょっと途中だったのですけれども、例えば保健福祉課にきた方がバスを利用したい場合に、コールセンターなので保健福祉課のほうからコールセンターに電話して被らないと思うのですね、このセンターに電話していない方が保健福祉課に来ているので、それで改めてコールセンターのほうに、ひと手間でしょうけれども、名前とバスを利用するということを連絡することぐらいはちょっとできるのではないのかなとちょっと思ったものですから、それをちょっと言いたかったのですけれども。そのぐらいのことはちょっと、そんな人数でもないので、できるのであれば、簡単にできることであれば、ちょっとやっていただきたいなというふうに思っておりますので、ちょっと検討してみてください。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長  
議長

はい。先ほど言ったように検討していきたいと思います。

ほか、なければこれでよろしいですか、1番金谷議員。

1番  
金谷議員

1番金谷です。先ほどの説明で、5月1日に国からのワクチンが配分されて、1000回分ということで、これについては1人2回ということで、500人ということだと思っております。それで、あともう一つ教えてほしいのですが、日高管内のワクチンの配分について、分かる範囲教えてほしい。今後の接種の状況等についても、いろいろあると思いますので、今回の接種については500という対象ですので、まだまだこれからいろんな形の中で、今現在、大変いろんな形の中で、申し込む段階でもかなり混雑しているという状況ですので、その辺についても先般の全員協議会についても、基本的には個別というような形の中で、平取町は考えているようですけれども、ワクチンの配分によって集団等もいろいろと今後検討をしていきたいというような、前回の町長の答弁もございましたので、その辺も踏まえながら、できるだけ早く、いろんな変異ウイルスも出てきていますので、早急にやってほしいというふうに考えております

ので、それについてよろしく願います。その辺の答えもちょっと。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 はい、お答えいたします。日高管内のワクチンの配分についてですけれども、これちょっと今のところ、今手元には情報はないのですけれども、平取町に入ってくるワクチンであれば、今予定のワクチンの数量がわかりますので、それに代えさせていただきたいと思います。先ほど言ったように金谷議員おっしゃったとおり5月1日に1箱入ってくる予定となっております、そのあと5月21日に1箱入ってきます。第6クールといいますから、5月24日から6月6日に1箱。第7クールの6月7日から6月20日に1箱の割当てがある予定になっております。以上です。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

(質疑なしの声)

次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、報告第2号専決処分報告については報告のとおり承認しました。休憩いたします。

再開いたします。日程第9、議席の変更を行います。

議席の変更については、会議規則第3条3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。変更した議席は、お手元にお配りいたしました議席番号表のとおりでございます。議席番号表及び氏名を事務局長より朗読をお願いします。

事務局長 それでは変更後の議席番号についてご報告いたします。議席番号1番櫻井議員、2番木村議員、3番中川議員、4番井澤議員、5番、金谷議員、6番萱野議員、7番四戸議員、8番鈴木議員、9番高山議員、10番松澤議員、11番千葉議員でございます。

議長 この議席につきましては、次回の議会から使用いたしますので、よろしく願います。お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申し出について議題とします。議会運営委員会委員長。各常任委員会委員長及び特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申出がありました。申出書はお手元にお配りしたとおりでございます。お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告いたします。議案1件で同意1件、報告2件で承認2件。承認1件で決定1件となっております。

以上で全日程を終了しましたので、令和3年第5回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様ございました。

(閉 会 午前10時45分)